明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規　則〕　一
○人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則（人事院一七―〇―一四二）

〔告　示〕　一
○外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（法務七一）
○史跡を管理すべき地方公共団体を指定する件（文化庁三～八）
○天然記念物を管理すべき地方公共団体を指定する件（同九、一〇）
○保安林の指定をする件（農林水産四一八～四二四）
○保安林の指定を解除する件（同四二五、四二六）
○林業労働力の確保の促進に関する法律第十二条第四号の農林水産大臣が定める林業機械の一部を改正する件（同四二七）
○独立行政法人農業者年金基金法施行令第一条第二項の農林水産大臣が定める予定利率等を定める件の一部を改正する件（同四二八）　二
○自動車損害賠償保障法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第三条の規定に基づき自動車損害賠償責任保険証明書又は自動車損害賠償責任共済証明書の保存が構造上困難である自動車を定める告示（国土交通一八八）　三
○都市計画に関する件（関東地方整備局九二）　四
○那珂川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件（同九三）　四
○道路に関する件（近畿地方整備局四二～四四）　四

〔国会事項〕　五
法務省　最高裁判所　五

〔人事異動〕　六
官庁事項　六

〔官庁報告〕　六
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（金融庁）　七

〔資　料〕　七
令和五年一月中国際収支状況（速報）（財務省）　七

〔公　告〕　八
官庁
財団、無縁墳墓等改葬関係　八
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、特別清算、再生関係　三〇
諸事項　三〇
会社その他

規　則

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和五年三月十六日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則一七―〇―一四二

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表公正取引委員会の部事務総局の項中「経済調査室長」及び「上席転嫁対策調査官」を削る。

別表備考第一項中「令和四年十一月三十日」を「令和五年二月二十八日」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。